

養育費等に関する申告書

※市町村名

※受付年月日 令和 年 月 日

○ 前年（1月から12月までの1年間）に受け取った養育費について、記入要領に従って記入してください。

養育費を支払った者

離婚した年月日など 平成・令和 年 月 日

養育費として受け取った額（ 年分） 受取人 母又は父・児童

1月	円	5月	円	9月	円
2月	円	6月	円	10月	円
3月	円	7月	円	11月	円
4月	円	8月	円	12月	円
				小計	円

養育費を支払った者

離婚した年月日など 平成・令和 年 月 日

養育費として受け取った額（ 年分） 受取人 母又は父・児童

1月	円	5月	円	9月	円
2月	円	6月	円	10月	円
3月	円	7月	円	11月	円
4月	円	8月	円	12月	円
				小計	円

合計	母又は父	円
	児童	円

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名

印

- (注) 1 認定請求の際に本申告書を提出する場合において、前年（1月から9月までの間に請求する者にあつては前々年。）中に支給要件に該当するに至った場合は、その支給要件に該当するに至った日以降に受け取った額を記入して下さい。
- 2 上記の※の欄は、市町村担当者が記入するので、記入する必要はありません。
- 3 記名・押印に代えて署名することができます。

【記入要領】

1 この申告書の目的・趣旨

(1) この申告書は、前年に前夫又は前妻から養育費を受け取っているのかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

(1) 前夫（児童の父。以下同じ。）又は前妻（児童の母。以下同じ。）から前年（1月から12月までの1年間をいいます。ただし、1月から9月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）に、受給者（母若しくは父）又は児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入してください。

(2) 養育費は、認定の所得審査に必要ですので、正確に申告してください。

(3) 養育費の合計額の欄に記入した額を、重度心身障害者等医療費受給者認定申請書又は重度心身障害者等医療費受給者更新申請書の所得の欄に記載してください。

(4) 養育費として含まれるのは、具体的には裏面で定めるものです。

(5) 前夫又は前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入し、「養育費を支払った者」欄にその者の名前等を記入してください。前夫又は前妻が1人の場合には、「養育費を支払った者」欄は空欄で結構です。

(6) 「離婚した年月日など」欄には、「養育費を支払った者」欄に記載した前夫又は前妻等と離婚した年月日等、支給要件に該当するに至った年月日を記載して下さい。

(7) 裏面の例を参考に記入してください。

裏 面

(記入例)

養育費を支払った者 ○ ○ ○ ○

離婚した年月日など 平成・令和 年 月 日

養育費として受け取った額 (年分) 受取人 母又は父・児童

1月	円	5月	10,000円	9月	30,000円
2月	円	6月	10,000円	10月	10,000円
3月	円	7月	10,000円	11月	10,000円
4月	10,000円	8月	10,000円	12月	10,000円
				小計	110,000円

⋮

合計	母又は父	0円
	児童	110,000円

上記のとおり相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

「養育費」について

- 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。
 - ① 受給している者が母親の場合には、監護している児童の父親が、受給している者が父親の場合には、監護し、かつ生計を同じくしている児童の母親が払ったものであること。
 - ② 受給している者が母親の場合には、受け取った者が母親又は児童（母親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）、受給している者が父親の場合には、受け取った者が父親又は児童（父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
 - ③ 父親から母親若しくは児童に支払われたもの、又は母親から父親若しくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
 - ④ 父親から母親若しくは児童へ、又は母親から父親若しくは児童への支払方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、母親、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
 - ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。
 - したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。
 - ① 受給している母親が監護している児童の父親以外の者から支払われたもの、又は父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの
 - ② 母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合
 - ③ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
 - ④ 支払方法が、母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
 - ⑤ 「慰謝料」、「財産分与」として支払われる場合
- (注) 1. 受給者が未婚の母親である場合
父親が児童を認知をしており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。
2. 自分の子だけではなく、他の子も養育している場合
自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

◎ 養育費かどうかわからない場合は、市町村役場の担当者にお尋ねください。